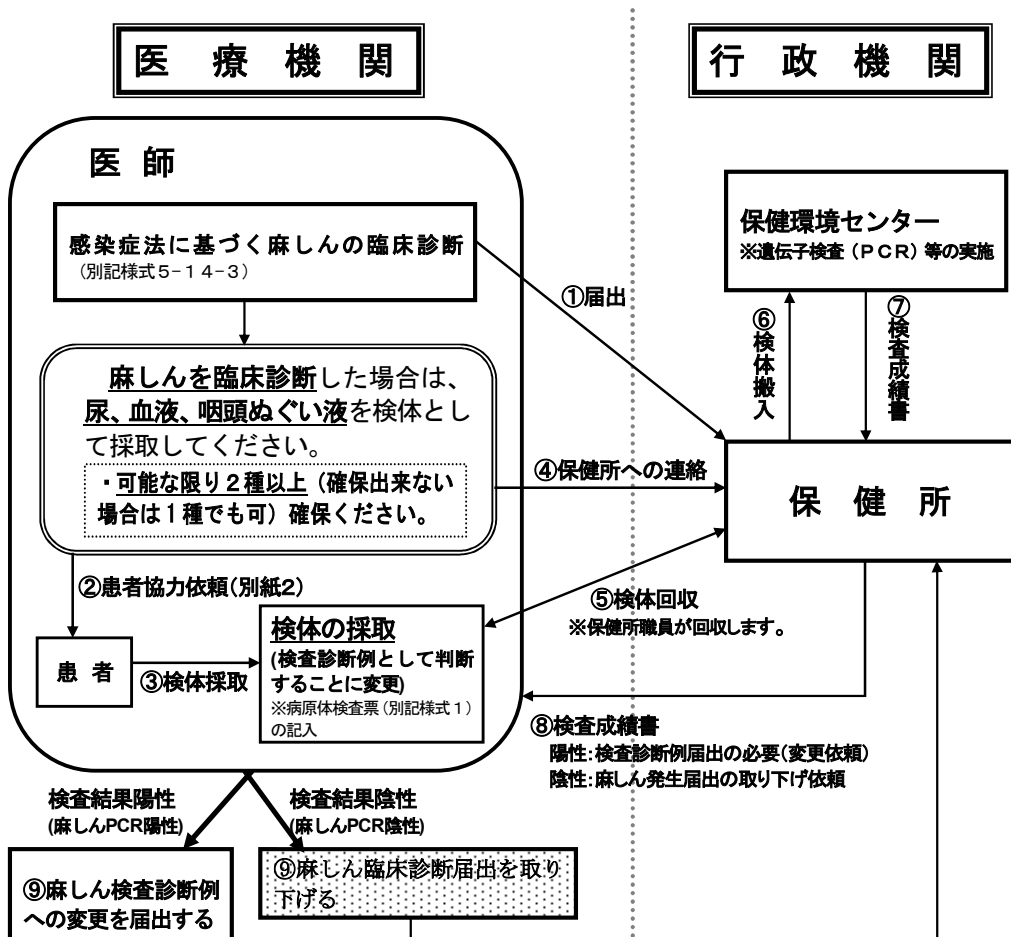


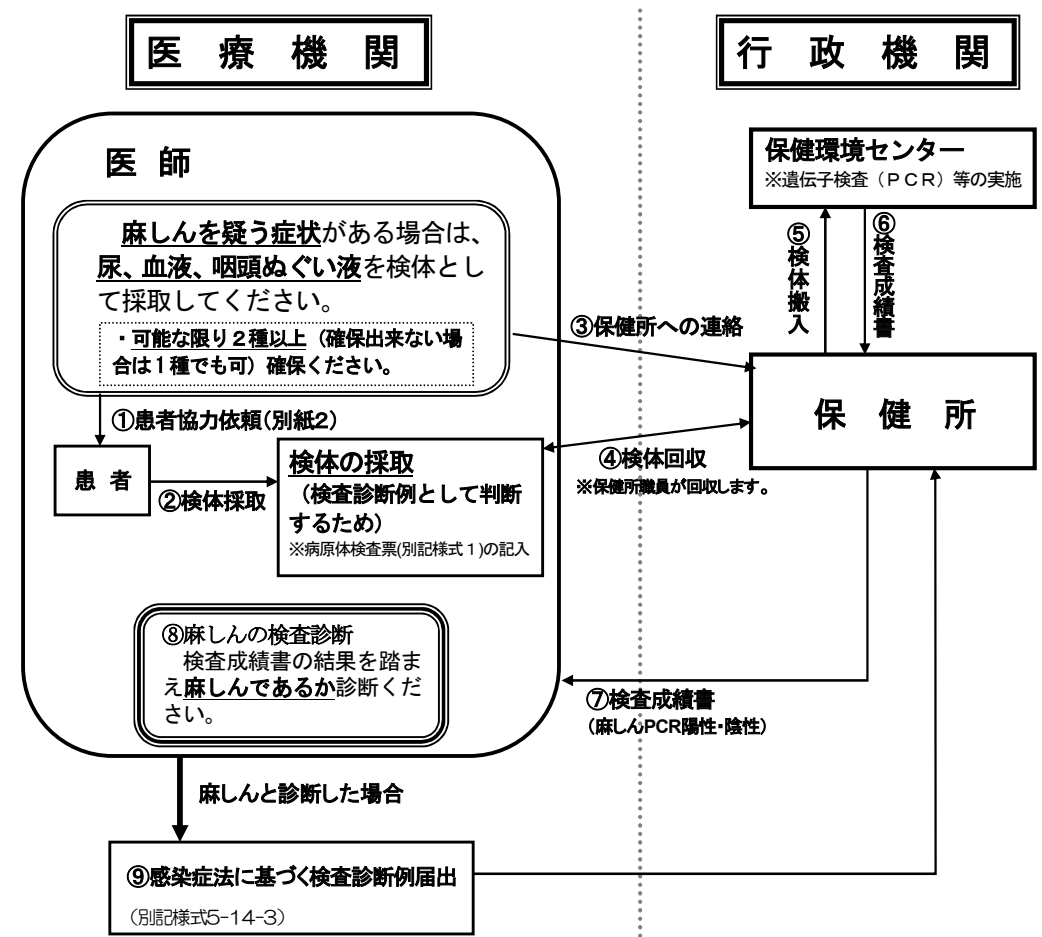
栃木県における麻しん検査診断体制が変わります！

※麻しんを疑う患者を診察する際は、まずは速やかに所管の保健所へ電話連絡ください。

【パターン1:麻しんを臨床診断した場合における検査等の流れ】



【パターン2:麻しんを疑う事例における検査等の流れについて】



- ※ 連絡時間は、原則(月～金)の8時30分から17時15分とします。
- ※ 麻しん遺伝子検査(PCR)の結果は、検体回収後5日以内に通知されます。
- ※ 検体採取法について
 - ・尿：滅菌スπιツ(滅菌容器)に入れ(5~10mL)、冷蔵保存ください。
 - ・血液：血算用試験管(EDTA入り)で採血し、冷蔵保存ください。
 - ・咽頭拭い液：滅菌綿棒で咽頭を十分にぬぐった後、乾燥しないよう滅菌スπιツ(滅菌容器等)に入れ冷蔵庫に保存ください。

※麻しん検査診断例の判断基準について

遺伝子検査結果	検査診断の判断	変更届出・届出の取り下げの根拠
麻しんPCR陽性	麻しん検査診断の事例に該当 →検査診断例への変更届出に該当する	変更届出に要す病原診断の結果(PCR法による麻しんウイルスの遺伝子検出)が得られている。
麻しんPCR陰性・他疾患陽性	麻しん以外(風しんなど)の疾患の可能性が高い →麻しん届出取り下げ事例に該当	届出に要す病原診断の結果(PCR法による麻しんウイルスの遺伝子検出など)が得られていない。
麻しんPCR陰性・他疾患陰性	他の感染症罹患(病原体不明)の可能性が高い →麻しん届出取り下げ事例に該当	届出に要す病原診断の結果(PCR法による麻しんウイルスの遺伝子検出など)が得られていない。